

# 高知県公報

**発行**  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
**発行日**  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )	2
○介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可 ( " )	3
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	4
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	4
○道路の区域変更 (5件) (道 路 課)	4
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	5
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	5
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	5
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	5

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第692号**  
高知県議会定例会を、平成25年12月6日に高知県議会議事堂に招集する。  
平成25年11月29日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第693号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成25年11月29日  
高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3961090028	医療法人創治	四万十市右山1973番地2	平成25年4月1日	竹本病院訪問看護ステーション	四万十市右山1973番地2	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970300293	株式会社AYS	安芸市川北乙787-1	〃	ヘルパーステーション優	安芸市川北乙787-1	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970500595	社会福祉法人土佐市社会福祉事業団	土佐市高岡町甲1792番地2	〃	土佐市デイサービスセンター陽だまり	土佐市高岡町甲1792番地2	通所介護 介護予防 通所介護
3970500603				土佐市老人短期入所施設ほほえみ		短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護
3972501237	株式会社高南企画サービス	高岡郡四万十町仁井田153番地1	〃	ヘルパーステーションにいだ	高岡郡四万十町仁井田954番地1	訪問介護 介護予防 訪問介護
3971100221	株式会社さくら	香南市野市町みどり野東二丁目13番地	平成25年4月12日	デイサービスみどり野	香南市野市町みどり野東二丁目13番地	通所介護 介護予防 通所介護
3972501245	株式会社高南企画サービス	高岡郡四万十町仁井田153番地1	平成25年5月1日	居宅介護支援事業所仁井田	高岡郡四万十町仁井田954番地1	居宅介護 支援
39711	有限会社	南国市大埦甲	平成25年5	ケアマネ	香南市野市町東	居宅介護

00239	西田順天堂薬局	1705番地	月10日	センター白岩	佐古727-2	支援
39103 10329	医療法人瑞風会	安芸市本町二丁目13番32号	平成25年6月6日	医療法人瑞風会森澤病院	安芸市本町二丁目13番32号	短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護
39724 00794	株式会社アルゴ	高知市鷹匠町一丁目3番22号	平成25年6月18日	ヘルパーステーションささえ	吾川郡いの町枝川5番地	訪問介護 介護予防 訪問介護
39723 00135	医療法人十全会	土佐郡土佐町田井1372番地	平成25年7月1日	介護老人保健施設レイクビューさめうら訪問リハビリテーション事業所	土佐郡土佐町田井1372番地	訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション
39606 90042	合同会社心愛	須崎市浦ノ内東分124番1	平成25年7月23日	訪問看護ステーション心愛	須崎市浦ノ内東分124番1	訪問看護 介護予防 訪問看護
39711 00247	合同会社ウィズ	香南市野市町本村1451番地	平成25年8月1日	ケアプランセンター香南	香南市野市町本村1451番地	居宅介護 支援
39725 01252	株式会社孝志	高岡郡越知町越知甲902番地1	〃	ケアプランセンター孝志	高岡郡越知町越知甲902番地1	居宅介護 支援
39725 01260	株式会社D&H	高岡郡中土佐町久礼6425番地1	平成25年8月30日	リハビリデイサービス元気屋本舗	高岡郡中土佐町久礼6425番地1	通所介護 介護予防 通所介護
39702 00329	有限会社ケアネットサービス	室戸市佐喜浜町3589番地1	平成25年9月1日	居宅介護支援事業所あおい	室戸市佐喜浜町3589番地1	居宅介護 支援

39705 00611	特定非営利活動法人地域福祉サポートあ・とむ	土佐市蓮池1227番地4	〃	デイサービスこなつ	土佐市蓮池790番地3	通所介護 介護予防 通所介護
39710 00314	株式会社C I J ウェーブ	四万十市具同田黒三丁目8番10号	〃	有料老人ホーム愛夢しまんと	四万十市具同田黒三丁目8番10号	特定施設 入居者生活 介護
39723 00143	有限会社ケアコミュニケーション	高知市瀬戸二丁目13番47号	〃	デイサービスセンター花みずき	土佐郡土佐町土居1057番地	通所介護
39724 00802	株式会社介護塾	高知市神田1821番地1	〃	ヘルパーの介護塾	吾川郡仁淀川町土居甲921番地2	訪問介護 介護予防 訪問介護
39702 00337	合同会社ピースライフ	室戸市吉良川町乙2007番地10	平成25年9月25日	デイサービスゆうなぎ	室戸市元甲2307番2	通所介護 介護予防 通所介護

高知県告示第694号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
39725 00593	特定非営利活動法人アミ	高岡郡四万十町北琴平町15番37号 メゾンユート1階	平成25年4月1日	愛由美指定訪問介護事業所	高岡郡四万十町北琴平町15番37号 メゾンユート1階	訪問介護 介護予防 訪問介護
39605 90010	医療法人広正会	土佐市高岡町甲2044	平成25年4月10日	訪問看護ステーションひまわり	土佐市高岡町甲2082-16	訪問看護 介護予防 訪問看護

39721 00410	株式会社 小谷設計	高知市介良乙 822-2	平成25年4 月15日	訪問介護 ステーシ ョン野い ちご	香南市夜須町坪 井67-4	訪問介護 介護予防 訪問介護
39704 00051	社会福祉 法人藤寿 会	南国市大埴乙 1072番地1	平成25年6 月30日	デイサー ビスセン ター藤寿 苑	南国市大埴乙 1072番地1	通所介護 介護予防 通所介護
39709 00076	有限会社 フロル・ デ・コル サ	宿毛市中央三丁 目6-13	平成25年7 月5日	ホームヘ ルプサー ビス菜の 花	宿毛市平田町戸 内223-1	訪問介護 介護予防 訪問介護
				居宅介護 支援事業 所菜の花	宿毛市平田町戸 内225-1	居宅介護 支援
39705 00215	特定非営 利活動法 人HAND S高知	土佐市高岡町乙 790番地38	平成25年8 月31日	特定非営 利活動法 人HAND S高知	土佐市高岡町乙 790番地38	訪問介護
39710 00140	株式会社 CIJウ ェーブ	四万十市具同田 黒三丁目8番10 号	〃	ヘルパー ステーシ ョン愛夢 しまんと	四万十市具同田 黒三丁目8番10 号	訪問介護 介護予防 訪問介護
39109 10417	医療法人 互生会	宿毛市平田町戸 内1802番地	平成25年9 月30日	訪問介護 さくら	宿毛市平田町戸 内1802番地	訪問介護

高知県告示第695号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設として、次のとおり開設を許可した。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類
39710 00306	医療法人 慈恵会	四万十市中村小 姓町75番地	平成25年6 月1日	介護療養 型老人保 健施設な かむら	四万十市中村小 姓町75番地	介護保健 施設サー ビス

**高知県告示第696号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
室戸市羽根町字大浦乙3982の35（以上国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第697号**

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年11月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、用地測量）
- 2 作業期間  
平成25年11月25日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域  
安芸市の一部

**高知県告示第698号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町瀬里 字庵免377番から 高岡郡四万十町瀬里 字庵免373番まで	前	11.0 24.0	60
	後	11.0 1	60

		17.0	
--	--	------	--

**高知県告示第699号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町立川下 名字ジョノー1789番 1地先から 長岡郡大豊町立川下 名字ジョノー1792番 2まで	前	12.5 25.5	75
	後	14.1 42.5	75
長岡郡大豊町立川下 名字ヒウラムネ2087 番1地先から 長岡郡大豊町立川下 名字ヒウラムネ2091 番7まで	前	11.9 36.7	107
	後	11.9 64.4	107

**高知県告示第700号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

安芸郡馬路村馬路字 坂本1096番2から 安芸郡馬路村馬路字 鈴ノ段1111番1まで	前	5.6 10.8	89
	後	5.6 14.8	89

**高知県告示第701号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町地藏寺 字渡り806番1から 土佐郡土佐町地藏寺 字横荒突合820番ま まで	前	7.5 27.2	46
	後	8.7 27.2	46
土佐郡土佐町地藏寺 字横荒4220番4から 土佐郡土佐町榎山字 太良屋敷181番1地 先まで	前	8.2 36.7	33
	後	8.2 36.7	33

**高知県告示第702号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山西川字中村135番地先から高知市土佐山西川字洲和崎794番2まで	前	4.0 }	95
	後	19.1 }	95
		30.7	

**高知県告示第703号**

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成25年12月1日から施行する。

平成25年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中「その違約金」を「その違約金並びに高知県地域改善対策奨学資金の返還金」に改める。

-----  
**公 告**  
-----

平成25年11月15日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成25年11月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
  - (1) 年末一時金について
  - (2) 年末年始休暇について
  - (3) その他の要求について
- 2 日時
 

平成25年11月26日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所
 

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年11月20日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年11月20日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成25 年11月 20日	特定非 営利活 動法人 若者就 労支援 センタ ーつな がるね っと	小笠原 悠	四万十 市渡川 一丁目 1番3 号	この法人は、就労が困難な若者を対象に、職業能力の開発や雇用機会の拡充を目的とする訪問支援や支援ネットワークを活用した就労支援を行う。また、支援を目的とした地域ネットワークを構築することで地域で包括された適切な支援を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第15号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月29日

高知県監査委員  
25高行管第213号  
平成25年10月25日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成25年9月20日付け25高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 指摘事項に関するもの

1 税務課

(1) 指摘事項

自動車取得税及び登録時の自動車税に係る歳入歳出外現金について、平成11年度に歳入歳出外現金の余剰金として一般会計に払い出した際に、誤って翌年度へ繰り越すべき分（証紙代金収納計器始動票札の未使用分）も含めて払い出したことにより、残額が13,292,900円不足していることが平成24年度になって判明した。

なお、この不足額については、平成25年2月に一般会計歳出予算から払出しをして歳入歳出外現金へ受入れを行っていた。

このことは、長年にわたって歳入歳出外現金の残額確認を行ってこなかったことによるものであり、歳入歳出外現金の適正な執行及び管理について（平成21年7月3日付け21高会企第143号）に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

平成11年度に歳入歳出外現金から一般会計に払い出した際に、昭和40年度から昭和55年度までの紙の証紙による納税が行われていた当時に発生した余剰金のみを一般会計に払い出すべきところ、本来は繰越しを行うべき未使用の始動票札の分も余剰金と誤認して払い出したために残高に不足額が発生したものと推測されます。

(3) 措置状況

本来、自動車取得税、自動車税に充当されるべきものを誤って一般会計に払い出した結果、不足額が発生したものであるため、不足額を誤納金として一般会計から一旦歳入歳出外現金へ受け入れ、改めて平成24年度の税込として収納しました。

現在は、始動票札の繰越しは行っておらず、また平成25年度からは収納管理を特別会計に移行していますが、今後はこのような不適切な事務処理を行わないように、未使用始動票札相当額の確認および還付、特別会計による年度

ごとの管理を徹底します。

2 医療政策・医師確保課

(1) 指摘事項

平成24年度救急医療施設運営費補助金における小児救急医療支援事業について、補助金交付申請書を平成24年8月に受理したまま事務処理を失念し、補助金の交付の決定を平成25年3月31日付けで行っていた。

また、同補助金の救急勤務医支援事業については、補助金交付申請書を平成24年7月に受理しているが、同年10月になって補助金の交付の決定を行っていた。

これは、補助金等の交付の決定について定めた高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

救急医療施設運営費補助金における小児救急医療支援事業及び救急勤務医支援事業は毎年4月1日から翌年3月31日まで事業を実施しており、本来であれば事業開始前に交付決定を行うべきところ、当該事業は国庫補助事業のため、例年国の内示後に県の交付決定を行っているものです。

平成24年度については、国からの内示は平成24年6月11日付けで通知され、内示を受けて各補助事業者に交付申請書を提出するよう連絡しました。

交付申請書受理後、速やかに交付決定を行うべきところ、小児救急医療支援事業については、平成24年8月24日付けで交付申請書が提出されたにもかかわらず、会計事務に関する認識不足により担当職員が交付申請書を個人で保管し、また、所属において交付決定に係る管理監督者によるチェック体制が不十分であったため、平成25年3月31日付けでの補助金交付決定に至ったものです。

また、救急勤務医支援事業については、平成24年7月4日から平成24年7月26日までの間に補助事業者から交付申請書が提出されたにもかかわらず、その後の事務処理が滞っており、支出負担行為決議書の作成日は平成24年10月3日、補助事業者に対する交付決定日は平成24年10月26日となったものです。

(3) 措置状況

指摘に係る事案は管理監督者の業務の進捗管理が不十分であったことに起因することから、所属の問題として話し合いを行い、チーム単位で週1回、課単位で月1回の定期的な業務の進捗状況等の確認を行うこととしました。各担当業務の月次スケジュール表、補助金業務のチェックリスト等を活用して業務の進捗状況を「見える化」し、担当職員はもとより、チーフ及び管理職員を含む所属全体で業務の進捗管理を行っています。

また、補助金の執行事務に関する認識不足があったことから、所属全体で適正な事務処理に向けた意識を高めるため、会計規則、補助金等交付規則等の関係法令の研修機会の確保に努めるとともに、全ての支出負担行為及び支出命令等の決裁に際して総務事務担当チーフを経由するよう決裁ラインの変更を行うなど、日常の業務においても法令遵守を徹底し、適正な事務処理に努めています。

3 公園下水道課

(1) 指摘事項

平成25年度へ繰越しとなった高知県農業集落排水事業費補助金については、繰越明許費の配当があった平成25年度当初に行うべき支出負担行為を行っていなかった。

これは、支出負担行為決議書を作成する時期について定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

繰越額の配当のあったときに平成25年度繰越明許費での支出負担行為決議書を作成すべきとの基本的認識が欠如していたことによるものであり、会計事務に対する認識が不十分であったことに起因するものです。

また、課内において、会計処理の進捗状況の把握・確認が十分に行われていなかったことから支出負担行為決議書の未作成に気付かなかったものです。

(3) 措置状況

会計年度や支出負担行為の意義等会計事務の基本を課内で再確認し、会計事務の適正な執行について徹底しました。特に会計事務に不慣れな職員に対しては、繰越手続を含めた年度末、年度初めの一連の会計事務処理について、チーフ等が事例を示しながらきめ細かな指導を行いました。

今後は、担当者はもとより、管理監督の立場にある職員が、事業の進捗管理及び会計事務処理の状況についての確認を徹底し、適正な事務の執行に努めます。

4 住宅課

(1) 指摘事項

平成24年度健康・省エネ住宅推進調査委託業務の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約において、予定価格調書の予定価格欄に消費税相当額を含めた金額を記載すべきところ、消費税相当額を含めない金額を記載し、また、見積書にも消費税相当額を含めた金額を記載させるべきところ、消費税相当額を含めない金額を記載させて契約していた。

なお、この予定価格調書には、随意契約においては設定すべきでない最低制限価格を設定していた。

これは、予定価格の決定について定めた高知県契約規則

（昭和39年高知県規則第12号）第31条の3の規定に反する不適正な事務処理である。また、予定価格調書の様式及び最低制限価格を設ける要件について定めた高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日付け19高会企第3号）第5章第2節の5（4）及び（5）の規定に反する不適正な事務処理である。

(2) 原因又は理由

予定価格調書作成事務において、建設工事等以外の随意契約により作成する場合は、予定価格調書の予定価格欄及び相手方から徴する見積書には消費税相当額を含めた金額を記載するという認識が不十分であったこと、また、本来設定すべきでない最低制限価格を予定価格調書に記載していたことについても、契約事務に対する認識が不十分であったことに起因するものです。

(3) 措置状況

監査結果について課内全員に周知し、関係する規定や総務部長通達（「消費税の導入に伴う支出の原因となる契約事務の取扱いについて」）の配付を行い、随意契約の取り扱いについての基本を徹底するとともに、管理監督の立場にある職員については、関係書類の確実な確認を行うよう徹底しました。

また、年度当初には、担当業務ごとに誤りの生じやすい点を中心とした事務処理の確認を行うとともに、会計処理に不安のある職員を研修に参加させることによって担当者の事務処理能力の向上を図ります。

さらに、今後は現状の決裁ラインに加えて、総務事務担当ラインによる二重のチェックを行う体制とすることで、不適正な処理の防止と事務処理指導を徹底し、所属全体としても事務処理の適正化に取り組みます。

第2 共通事項として検討を求められたもの

今回の監査の重点項目である補助金事務に関しては、昨年度に共通事項として検討を求めていたところであり、その結果、会計管理局の「補助金申請等のポイント」の作成、職員研修の実施などを通じて、一定の成果は上がっていると認められる。

しかしながら、前述の個別の検討事項でも指摘したように、補助金交付要綱自体の見直しが必要なものも散見されることから、全庁を通じた統一的な視点でのチェックリストの整備、総点検の実施、合議ルートを活用した組織的な取組などについて全庁的な検討を求めます。

検討内容

所属における点検や財政課合議の確認に活用できるよう、補助金交付要綱で定める必要のある基本的な事項についてのチェックリストを作成するとともに、全庁で総点検を実施しました。その結果、改正の必要があると認められた補助金交付要綱については、平成26年度に向けた改正を指導することで、既

存の交付要綱についても適正化に取り組みます。